

令和8年度第1回広島県障害者自立支援協議会議事録

1 日 時	令和8年7月22日(水) 15:30~17:30
2 場 所	WEB開催
3 出席委員	石井会長、岡本委員、金子委員、河中委員、川中委員、橋高委員、木村委員、熊澤委員、近藤委員、新本委員、中岡委員、林委員、寶子丸委員、松島委員、松村委員、森木委員、横藤田委員、横山委員、米川委員、林委員、小西委員、高村委員、河中委員、加川委員
4 議 題	議題 (1) 令和8年度広島県障害者自立支援協議会の運営について (2) 第5次広島県障害者プランの令和7年度実績報告及び中間見直しの方向性について 報告事項 令和8年度市町障害保健福祉圏域(自立支援協議会)連絡会議の開催について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	議題 (1) 令和8年度広島県障害者自立支援協議会の運営について ○ 資料1-1から1-6により、事務局から説明を行い、各専門部会会長から意見及び補足説明があった。 ○ 質疑応答 (2) 第5次広島県障害者プランの令和7年度実績報告及び中間見直しの方向性について ○ 資料2-1、2-2により、事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答 報告事項 令和8年度市町障害保健福祉圏域(自立支援協議会)連絡会議の開催について ○ 資料3により、事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し、委員からの意見を参考に取組を進めることで合意
8 主な意見等	(1) 令和8年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 【障害者差別解消支援地域協議会について】 委員： 関係機関等から提供された相談事例等について、具体的にどのような機関から、事例とすれば、身体的虐待、経済的虐待、ネグレクトなどいろいろ虐待の類型があると思いますが、そうしたものを分けて検討されるのか、また、実際の対応のことを検証、或いはグレーな部分で、虐待と認定されなかったケースなどについても検討されるのか、具体的な検討があれば、フィードバックしていただけるとありがたいです。 委員： 虐待というのは直接の対象にしておらず、県の別組織がありますので、そちらで対応していただいております。障害者差別解消ということにつきましては、不当な差別的取扱い及び合理的配慮を提供しないことが差別と法律に書いてあり、それに関する情報が各団体等から出てきて、それについて情報共有していきます。 実は、県とか市町に相談する相談事例の数は多くないです。それは、障害者が自らそんなに発信してないところもあるかもしれません。

それでも以前よりも相談事例が出てきて、障害者差別解消支援地域協議会にその情報を提供し、それについて議論したりするなど、進めているところです。

事務局： 昨年度の協議会では、市町や関係団体からご報告いただいた事案から、主な事例についてご紹介させていただきました。例えば、バス乗車時の障害者手帳の提示のルールや、路線バス利用時の電動車椅子の乗車拒否の事案につきましては、身体障害者団体連合会から情報提供いただいた内容を共有いたしました。また、補助金の事例なども報告させていただき、それに関して意見をいただいたりしております。

会長： 車椅子ラグビーのテレビドラマがありますが、そういったドラマが出てくるのも、障害者差別解消の動きと相まって出てきて、ドラマがまた障害者差別解消に良い影響をおよぼし、良い循環に社会が入ってきている感覚を持っております。障害者差別解消法では、先生に随分頑張ってもらっていますが、全般的に改善されてきている感覚は、どのようにお持ちでしょうか。

委員： 劇的に変わっているわけではないですが、少なくとも以前よりは声をかけてくれる。勝手に何か手伝うのではなく、何かお手伝いしましょうかという問いかけは多くなったという実感は、私もあります。

ただ、一般のショッピングセンターなどで、きつい思いをしている障害者もいると思いますが、あまり相談はないんです。事業者にも伝わっていないのは、障害者自身が、それは当たり前の毎日ということで、県とか市町に相談するのは、そんなに無いのかなと思っています。だから、もっともっと障害者が相談していき、それは問題だと気づいてくれたら、皆さん結構動いてくれますので、そういうふうにできたら良いと思っています。また、障害当事者だけじゃなくて、障害者をご存じの方々がどんどん社会に伝えていただいて、進んでいけば嬉しいです。

以前に比べれば前向きなといいますか、先ほどテレビのこともそうですけど、私は希望を持っています。10年経ってこれだけという思いも無いわけではないですけど、それでもこれだけ変わっていつているのは、希望を持って進めたいと思います。

【意思疎通支援部会について】

委員： 資料1-6について、趣旨の中に、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、とありますが、意思疎通支援部会委員の中に、事業者は入っていない感じがするのですが、この見解と、選定の理由をお聞かせいただけたらと思います。

事務局： 事業者につきましては、広島県経営者協会が代表して、事業者の意見などを集約し、意見をいただきたいと思います。また、県内の障害者の就労状況等につきましては、広島労働局職業安定部職業対策課に出席いただき、情報提供いただきたいと思います。

選定の経緯でございますが、「手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例」の制定時に検討会議を設置いたしました。この会議の構成員をベースに、先ほどの、事業者や経営者の活動からの意見をいただ

	くため、広島経営者協会等を加えております。また、昨年度、失語症に対する当事者意見を反映できるのかという趣旨のお話がありましたので、広島県言語聴覚士会から推薦いただいた方を委員に加えたところで す。 委員： 意思疎通支援には、意思決定の問題が加わってくると思っています。そういった部分への学識的な知見をお持ちの方の人は、いかがでしょうか。 事務局： この部会は、昨年制定した条例に連動して設置したものであり、意思決定支援とは切り離し、あくまで障害のある方が、情報の取得や利用、意思疎通を図るために必要な支援は何かというところを専門に、議論を行う場とさせていただきたいと考えています。ただ、実際の議論の中では様々な意見が出るといいますので、必要に応じて、オブザーバーに来ていただいたり、年に1回の開催を2回にするとかも含め、いろんな課題に対処できるよう柔軟に対応していきたいと思っています。 委員： この意思疎通支援部会の協議事項として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する諸課題について話し合うことになっておりますが、このことはぜひ私たちにもわかりやすく教えていただき、何かを決めるときにも、私たちの意見も聞いてほしいと思っています。
	(2) 第5次広島県障害者プランの令和7年度実績報告及び中間見直しの方向性について 委員： 人材確保については、ワンストップ窓口を設けることや、ワンストップ窓口の利用をした事業所数の目標を成果目標で示すように基本指針が出されていると思いますが、今の成果目標の中には人材確保という項目がありません。成果目標の項目について、どういう議論がなされ、見直しにどのように反映されていくのか、教えていただきたいです。 事務局： ご指摘ありました通り、今回国が示しております基本指針において、成果目標に人材確保が明示されているところでございます。今回中間見直しを行うに当たりまして、国の基本指針に書いております成果目標も踏まえて、今後、市町の圏域会議において、議論をしていこうと思っています。 委員： 強度行動障害支援者養成研修の受講者がたくさん増えていて、とてもありがたく思っております。ただ、座学だけでは、強度行動障害のある人の支援は難しいとも思っており、地域のチーム支援が大切だと思っています。 国立のぞみの園では、中核的人材養成研修ということで、年に2名という少ない数ではありますが、とても良い研修をされているように聞いております。全市町が、強度行動障害の方の支援体制を整備するのは難しいと思っているので、国立のぞみの園のような研修を受けた方が中心になり、専門家巡回チームを作ってそれぞれの市町の相談に乗っていくことを、県全体で支援していただいた方が現実的で良いと思います。 また、資料2-1の14ページにある共同生活援助の見込比が、100.6%ととても良い数値に見えます。しかしながら、利用がなかなかできないと

言われることが多く、特に、重度の人を支援するところが少なく困っているというようなご意見を聞きます。地域のニーズを把握していただけているのか、教えていただけないでしょうか。

事務局： 質問の趣旨は、数値的にはニーズに沿ってできているように見えますが、実態としては、地域差や、本人は望んでいるが受け入れていないという状況もあるということだと思います。実際、市町からの回答にも、そういったことが読み取れるところもあったりするため、今後開催する圏域会議で、市町も含めて議論をしていきたいと思っております。

委員： 強度行動障害を有する者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の構築ですが、そもそも支援体制の構築は、どういう状況で達成といえるのか教えていただけたらと思います。また、達成している3市町は好事例だと思いますので、どんなことを行っているのか教えていただきたいと思います。

事務局： 支援体制の構築については、それぞれの自治体の資源の状況に応じて体制の整備を図るものになりますが、例えば、強度行動障害者の事前の把握、日常的な相談体制の確保、緊急時が起きたときの受け入れ先の確保ができていれば、支援体制の構築ができていくということです。3市町が達成できているということです。こういった好事例について、どのように達成できたのか、圏域連絡会議等を通じてお示しできるようにしていきたいと思っております。

委員： 5歳児健診が、2028年に完全実施という方向性が示されております。それに向けての対応がどうなるのかという心配があります。検診の受け皿と検診後の受け皿というものを早く考えておかなければいけないというところ、そして、繋ぐところをどうするのかというところが、5歳児健診の危ういところだと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、要配慮者の支援の充実や広域避難は触れられていないんですけれども、今後はやっぱり要配慮者の支援というところの中で、災害対策の基本法の改正に基づく新たな項目が、要るのではないかと思います。

事務局： 5歳児健診では発達障害が見つかりやすいと言われておりますが、現状、広島県内では初診待機者がかなり多く、長くて14ヶ月、平均しても3ヶ月ぐらいあるというような状況になっております。そのため、県として発達障害を診ることができる医師の育成や、地域の発達障害の対応力の向上ということで、発達障害者支援センターを軸とした相談支援体制や、松田病院を起点とした陪席研修なども取り組んできたところでございます。さらには、今回の5歳児健診を経て、医療もしくは支援機関に繋げるといった過程の中で目詰まりが起こらないよう、今年度、長期の初診待機者解消に向けた新規の取組を行っております。

その1つとして、秋を目安にしているんですが、発達障害の診断を希望する方に対する総合相談窓口を設置し、その方が医療の必要度や緊急度であるとか、もしくは医療の必要度が低くても支援機関、放課後デイとかが必要であればそちらを紹介するとか、そういった機能を持った窓口を設置することで、受け皿に繋がるまでに目詰まりを起こさないよう取り組んでいきたいと思っておりますが、この問題は、一朝一夕では解決す

るものではございませんので、少しずつ確実に一步一步前に進めていきたいと思っております。

委員： 地域生活支援事業にある日常生活用具の給付事業でございますが、これが市町事業ということで、市町にこの用具の選定決定権や金額の決定権があるのか、お聞きしたいです。

また、視覚障害者の意思疎通支援事業の中に、代読、代筆というのがあります。そういった代読代筆者の養成研修は、今後県の方として考えておられるのかどうか、お聞きしたいです。

事務局： 日常生活用具給付等事業について、種目や基準額の具体的な運用は、実施主体である市町が決定する仕組みとなっております。その一方で、国は市町に対し、「定期的に当事者から意見聴取によってニーズを把握したり、例えば実勢価格との差を改めて確認して、適切な種目や基準額となるよう、定期的に見直しを努められたい」と促しておりますので、県としても、節目節目で、こういった情報を提供しながら、実勢価格と基準額に乖離があるものについては、是正をするよう働きかけてまいりたいと思っております。

代読代筆養成研修につきましては、今後、関係団体のご意見等を伺いながら検討していきたいと考えております。また、ご意見を聴取することもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員： グループホームにいらっしゃる方にも、個別給付でホームヘルプサービスが使えるという特例措置がありますが、基礎自治体での支給決定でしっかりと認めてくださるような働きかけを、市町連絡会議の中でもテーマとしてぜひ入れていただきたいなと思っています。

また、地域生活移行を望んでる人には、もちろんその機会が保障されるべきだと思いますが、数値目標とするのをやめませんかと思うわけです。入所施設やグループホームを手厚くしたり、機能を拡充したりするべきかと思っています。例えば、入所施設やグループホームの職員が、強度行動障害の支援者養成研修を受ける場合、県費でその受講料を補助するところまで踏み込んだ対応をしていく必要があるのではと思っています。

入所とかグループホームで受入れを断られたケースのカウントもしていけないと、実態の把握ができないのではと思っています。それから受入れに当たって、施設とかグループホームで働いていらっしゃる方の対応力の強化というところに、予算をつけていただきたいという要望です。

委員： 発達障害者支援センター運営事業について、相談利用者数が令和4年度実績408だったのが、令和7年度実績が336と、どうして人数が減っているのか、お伺いしたいと思います。

事務局： これまで、発達障害者支援センターが行う相談支援と並行して、アドバイザーを市町に派遣し、地域の対応力強化を図ってまいりました。現在では、市町で相談を直接受けたり、地域で解決に至る件数も実際増えてきており、発達障害者支援センターへの相談件数としては減っているものの、それは地域の対応力が向上したものと、県としては良い意味で受け止めております。

	委員： 昨年度、県が主体となって、広島県の精神障害者のある方の生活状況等に関する調査をされたと思うんですが、その調査結果をどのように反映させていただけるのか、教えていただきたいです。 事務局： 昨年度、精神障害のある方を対象としたアンケートをさせていただき、実際の生活実態や課題等について把握させていただきました。その中で、将来に対する、特に親亡き後に対する不安感や、地域生活を続けていくために必要な拠点として整備が進んでいる地域生活支援拠点等について、利用者ニーズに即した運用がされているのかという声も頂戴したところです。今年度は地域生活支援拠点等に果たしてどんな機能が必要で、どのようにあるべきかというところを議論させていただきながら、必要に応じてプランにも反映させていただきたいと思っております。 委員： 精神障害者の地域移行、地域定着の目標数値が非常に低いことについて、目標数値を上げることは難しいのでしょうか。 事務局： 市町の調査票の回答を見ましても、1人目標を立てて、実績0というところも見受けられる状況になっております。なかなか移行が難しいという回答もございますので、市町に対して、実態がどうなのか、何がネックなのかというところを確認していきたいと思っております。
9 配布資料	【資料1-1】令和8年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 【資料1-2】令和8年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について 【資料1-3】令和8年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について 【資料1-4】令和8年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について 【資料1-5】令和8年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について 【資料1-6】令和8年度広島県障害者自立支援協議会 意思疎通支援部会について 【資料2-1】第5次広島県障害者プランの進捗状況報告書 【資料2-2】第5次広島県障害者プラン 中間見直しの方向性について 【資料3】令和8年度市町障害保健福祉圏域(自立支援協議会)連絡会議の開催について 【参考資料1】広島県障害者自立支援協議会設置要綱